



後期高齢者医療制度のお知らせ

◆医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回は平成27年3月末（平成26年7～12月診療分）に発行します。

新たに発行を希望の方はご連絡ください

- すでに「発行希望」の連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度の連絡は必要ありません。
- 医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをする必要はありません。
- ※医療費通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ先

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課国民健康保険係 ・熊石総合支所住民サービス課

北海道農政事務所からのお知らせ

経営所得安定対策についての重要なお知らせです！

平成27年産から、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」と「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の対象者要件が変わります！

平成27年産のゲタ対策、ナラシ対策に加入するためには、加入申請期限（平成27年6月末）までに、認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要があります。

※認定農業者などになるための手続きについては、農林課農業振興係にお問い合わせください。

「そば」の要件が変わります！

品質の良い国産そばが安定的に供給されるよう、平成26年産から、麦や大豆と同様に、農産物検査を受けたそばのみがゲタ対策の対象となります。平成27年産からは、平成26年度中にそばの農産物検査の規格の見直しを行った上で、規格外品のそばはゲタ対策の対象外となります。

※農産物検査場所などについては、お近くの農業協同組合にお問い合わせください。

【制度全般の問い合わせ先】

北海道農政事務所 函館地域センター
☎0138-26-7800

八雲地域にお住まいの皆さまへ

『旧町指定ごみ袋（平成18年8月以前の青い袋・黄色い袋）』使用終了のお知らせ（3月末日まで）

八雲地域では、平成18年8月以前まで販売していた「青色の袋（燃やせるごみ）」と「黄色の袋（燃やせないごみ）」袋を使用して排出する場合、『八雲町差額ごみ処理券』を貼り付け使用していただきましたが、3月末日をもって『旧町指定ごみ袋』（青色の袋・黄色の袋）の使用は終了とさせていただきます（旧町指定ごみ袋は買い取りはしませんのでご了承願います）。

ご家庭や職場に残っている旧ごみ袋を使用する場合は、必ず、下記の『八雲町差額ごみ処理券』を貼り付け使用していただきますようお願いいたします。

八雲町差額ごみ処理券 （八雲地域限定）

青色の袋・黄色の袋の共通で使用できます。
スーパー、コンビニ、商店で販売しています。

種類	単価
20 ^{リットル} 用	38円
30 ^{リットル} 用	55円
50 ^{リットル} 用	76円

